

悪臭防止法に基づく 臭気指数規制の導入について

～住みやすい生活環境を目指して～

須 坂 市

工場 や **事業場** から出る悪臭に対する規制方式を変更します

須坂市では、工場や事業場から発生する悪臭を、悪臭防止法に定める 22物質の物質濃度による規制を行ってきましたが、これまでの規制では対応できない複合臭や、指定された22物質以外が原因である苦情が出てきました。

そこで、悪臭防止法に基づく規制方式を、「物質濃度規制」に代え、人間の嗅覚を用いてにおいの程度を評価する臭気指数規制に変更します。

(平成25年10月1日告示、平成26年4月1日施行)

良好な生活環境を実現するため、皆様のご協力をお願いいたします。

臭気指数とは？

人間の嗅覚を用いて悪臭の程度を数値化したものです。

具体的には、事業場で採取した空気や水を無臭空気(水)で希釈して、嗅覚検査に合格した人6名がにおいを嗅ぎ、においのしなくなったときの希釈倍率から算出します。

$$\text{臭気指数} = 10 \times \log_{10} (\text{臭気濃度})$$

臭気指数規制の長所は？

臭気指数規制は、物質濃度による規制では対応できない複合臭や規制の対象となっていない物質によるにおいにも対応できるという特徴があります。

また、人間の嗅覚を用いて測定する方法のため、苦情の被害感情と一致しやすく、悪臭苦情に対応するのに優れた方法であるといえます。

工場及び事業場のみなさんへ



工場・事業場からの悪臭発生状況を再度点検し、適切な悪臭防止対策を行うようお願いします。



臭気の判定試験
イメージ図

規制対象は？

市内すべての工場・事業場

が対象となります。

〔家庭や自動車及び建設工事等から発生する悪臭は規制対象外です。〕

規制地域は？

市内全域 が対象となります。

施 行 日

平成 26 年 4 月 1 日

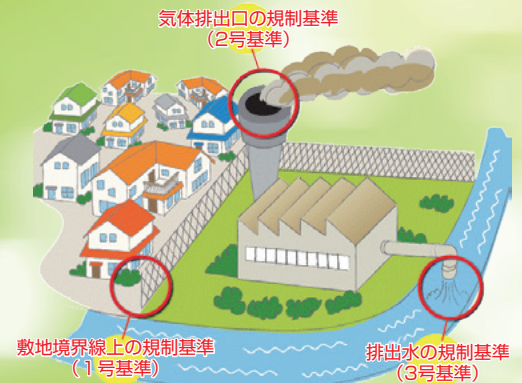
規制基準

規制場所 の区分	敷地境界線 (1号基準)	気体排出口（煙突、換気扇等） (2号基準)				排水水 (3号基準)	
		排出口の実高さが 15m未満			排 出 口 の 実 高 さ が 15m以上		
		排 出 口 の 口 径 が 0.6m未満	排 出 口 の 口 径 が 0.6m以上 0.9m未満	排 出 口 の 口 径 が 0.9m以上			
規制地域 の区分							
第 1 地 域	臭気指数11	1号の許容限度を基礎として、環境省令 で定める方法により、排出口の高さに応じ て、臭気排出強度又は排出気体の臭気指数 の許容限度				排出ガスの 臭気排出強 度 ※1	臭気指数27
第 2 地 域	臭気指数13						臭気指数29
第 3 地 域	臭気指数15						臭気指数31

※1 排出口から排出された臭気が地表に着地したときに、敷地境界線上の規制基準に適合するように大気拡散式を用いて該当工場又は事業場毎に算定します。



においの質にもよりますが、臭気指数10というのは、だいたい、何のにおいか分かるくらいの弱いにおい。20というのは、楽に感知できるくらいのにおいです。



規制地域の区分

区 分	用 途 地 域
第1地域 (住 居 系)	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、都市計画公園
第2地域 (商業系、その他区域)	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、用途地域として定められていない地域（市街化調整区域、都市計画区域外の区域）
第3地域 (工 業 系)	工業地域及び工業専用地域

これらの用途地域は、都市計画法第8条第1項第1号により定められたものを表します。

出典：環境省パンフレット
悪臭防止法の手引き

⚠ 規制基準の遵守を ⚠

市長は、工場その他の事業場を設置する者に対し、悪臭発生施設の運用の状況、悪臭物質の排出防止設備の状況等について報告の徴収を求め、またはその職員に工場・事業場に対する立入検査をさせることができます。（法第20条）なお、未報告、虚偽の報告をした者及び立入検査を拒み、妨げ、忌避した者については罰則が科せられます。

規制地域内に工場その他の事業場を設置する者は規制基準を遵守する義務（法第7条）があり、次の両方に該当する場合、市長は改善勧告（法第8条第1項）を発動することができます。

この改善勧告に従わない場合は改善命令（法第8条第2項）を発動することができ、命令に違反した者には罰則が科せられます。（1年以下の懲役又は100万円以下の罰金）



須坂市悪臭防止法に関する規制の詳細は須坂市ホームページをご覧ください。

須坂市悪臭防止法

検索

このチラシに関するお問い合わせ先

須坂市 環境部 生活環境課 TEL.026-248-9019 長野県須坂市大字須坂1528-1